第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「車両系建設機械（令別表第七第三号）検査員研修」という。）
第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「車両系建設機械（令別表第七第四号）検査員研修」という。）
第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「車両系建設機械（令別表第七第五号）検査員研修」という。）
第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「不整地運搬車検査員研修」という。）
第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「高所作業車検査員研修」という。）

2　登録の申請をしようとする者は、登録検査業者検査員研修機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ　申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ　申請に係る検査業者検査員研修の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ　申請に係る検査業者検査員研修の講師の氏名、略歴及び担当する検査業者検査員研修の内容

ニ　申請に係る検査業者検査員研修に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ　検査業者検査員研修の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の二の三第一項各号の要件に適合していることを証する事項

（欠格条項）

第十九条の二十四の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第十九条の二十四の二の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　検査業者検査員研修のうち次に掲げる研修の内容及び時間が、厚生労働大臣が定めるところによるものであること。

イ　関係法令その他の科目に係る学科研修

ロ　実技研修

ハ　検査実習

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1)　学校教育法による大学又は高等専門学校（以下この章において「大学等」という。）において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に五年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に八年以上従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有するもの

(3)　第十九条の二十二第一項の資格を有する者で、特定自主検査の業務に十年以上従事した経験を有するもの

(4)　厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

(5)　大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ　フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ　車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ニ　車両系建設機械（令別表第七第三号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ホ　車両系建設機械（令別表第七第四号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ヘ　車両系建設機械（令別表第七第五号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、(1)から(5)まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。